

浄化槽保守点検業者遵守事項

川崎市環境局

【用語】

法	： 浄化槽法
法施行規則	： 環境省関係浄化槽法施行規則
条例	： 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
規則	： 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
様式	： 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に関する条例施行規則様式

1 市への報告事項について

(1) 次の各項のいずれかに該当するときは、変更の日から30日以内に浄化槽保守点検業者登録事項変更届（第5号様式）に当該各項に掲げる書類を添えて届け出ること。（条例第7条第1項）

- ア 申請者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したとき — 住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書
- イ 営業所の名称及び所在地を変更したとき — 所在地の変更の場合には、営業所の付近見取図及び器具の保管場所等を示す配置図
- ウ 法人にあっては、その役員（監査役を除く）を変更したとき
 - 減員の場合には、登記事項証明書、変更又は増員の場合には、登記事項証明書及び誓約書
- エ 浄化槽管理士を変更したとき — 新たに届け出る浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し、条例第11条第2項に規定する研修の受講に係る計画に変更がある場合には、変更後の当該計画を記載した書類

※ **処分**：届出をせず、又は偽りの届出をしたときは、登録の取消し等の処分
（条例第13条第1項第3号）

罰則：処分に係る命令に違反した者は、50,000円以下の罰金（条例第19条第2号）

(2) 次の各項のいずれかに該当するときは、すみやかに報告すること。

- ア 浄化槽保守点検記録票を変更するとき — 新しい浄化槽保守点検記録票
- イ 本社及び営業所の電話を変更したとき
- ウ 営業所の従業員を変更したとき

(3) 実績報告（条例第 15 条、規則第 11 条）

前月分の業務の実績を浄化槽保守点検実績報告書（第 10 号様式）に記入し、次の書類を添えて
翌月の 15 日までに提出すること。

- ア 単独処理浄化槽又は小型合併処理浄化槽の保守点検実績がある場合
保守点検の契約又は解約を行った浄化槽管理者を「単独処理浄化槽及び小型合併処理浄化槽保守点検実施状況」に記載したもの
- イ 合併処理浄化槽（小型合併処理浄化槽を除く）の保守点検実績がある場合
合併浄化槽ごとに保守点検の状況を「合併処理浄化槽保守点検実施状況」に記載したもの

※ 罰則：報告をせず、又は偽りの報告をした者は、50,000 円以下の罰金（条例第 19 条第 3 号）

(4) 浄化槽保守点検業を廃業した時は、次の各項いずれかに該当する者が、

30 日以内に浄化槽保守点検業廃業等届（第 8 号様式）を届出すること。（条例第 8 条）

- ア 登録業者が死亡した場合 — その相続人
- イ 法人が合併により消滅した場合 — その役員であった者
- ウ 法人が破産により解散した場合 — その破産管財人
- エ 法人が合併及び破産以外の事由により解散した場合 — その清算人
- オ 浄化槽保守点検業を廃業した場合 — 浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員

2 帳簿・浄化槽保守点検記録票について

(1) 帳簿は、次の項目を記載したものを営業所に備え、毎年 3 月 31 日に閉鎖して 3 年間保存すること。（条例第 12 条、規則第 10 条）

- ア 浄化槽管理者の氏名及び住所
- イ 浄化槽が設置されている建築物の名称、所在地及び用途
- ウ 浄化槽の処理方式及び処理対象人員
- エ 保守点検を行った年月日及び担当浄化槽管理士の氏名
- オ 保守点検の内容

※ 罰則：帳簿を備えず、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、偽りの記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者は、50,000 円以下の罰金
（条例第 19 条第 1 号）

(2) 浄化槽保守点検記録票（以下「記録票」という）について

ア 届出の記録票を使用すること。

イ 記録票は、一部を浄化槽管理者へ交付し、一部を営業所に3年間保存すること。

（法施行規則第5条第2項及び第8項）

3 浄化槽の保守点検等について

(1) 保守点検の契約をするときには、業務内容について、浄化槽管理者に対し、十分な説明を行うこと。

(2) 保守点検は、法施行規則第2条に定められた保守点検の技術上の基準に基づいて行うこと。

（法第8条）

(3) 保守点検の回数は、法施行規則第6条に定められた期間ごとに一回以上行うこと。（法第10条）

(4) 保守点検実施者は、届出の浄化槽管理士自らが行うか、若しくは実地に監督すること。

（条例第11条第1項）

(5) 同一浄化槽の保守点検は、原則として同一浄化槽管理士が行うこと。

また、浄化槽管理者の立合いの上で保守点検を行うこと。

(6) 保守点検実施者は、記録票を交付するときは浄化槽管理者に対し、その内容を説明すること。

（法施行規則第5条第3項）

(7) 保守点検器具を欠いた時は、2週間以内に整えること。（条例第10条第3項）

※ 処分：整える処置をとらなかったときは、登録の取消し等の処分

（条例第13条第1項第4号）

罰則：処分の命令に違反した者は、50,000円以下の罰金（条例第19条第2号）

(8) 保守点検器具は、原則として届出の浄化槽管理士と同数以上保有すること。

4 浄化槽の清掃について

(1) 清掃は、担当の生活環境事業所に申込みを行うこと。

生活環境事業所	担当区
川崎生活環境事業所 〒210-0826 川崎市川崎区塩浜 4-11-9 電話 044-266-5747	川崎区、 幸区 中原区
宮前生活環境事業所 〒216-0033 川崎市宮前区宮崎 172 電話 044-866-9131	高津区、 宮前区 多摩区、 麻生区

(2) 清掃は、年 1 回以上行うこと。(法第 10 条、法施行規則第 7 条)

5 その他

(1) 神奈川県内の営業所若しくは営業所に専属の届出浄化槽管理士を欠いたときは、2 週間以内に整えること。(条例第 10 条第 3 項)

※ **処分**：整える処置をとらなかったときは、登録の取消し等の処分

(条例第 13 条第 1 項第 4 号)

罰則：処分の命令に違反した者は、50,000 円以下の罰金

(条例第 19 条第 2 号)

(2) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、登録の有効期間ごとに 1 回以上、市長が指定する浄化槽管理士の資質の向上のための研修を受けさせなければならない。(条例第 11 条第 2 項)

6 問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地 第 3 庁舎 1 6 階

川崎市環境局生活環境部収集計画課

電 話 044-200-2585

F A X 044-200-3923